

## 令和5年度 第6回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和5年11月1日(水) 10:00~10:25

2. 場 所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

### 3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員  
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員、山本委員、鈴木委員  
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員  
事 務 局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、  
山越賃金室長、河合賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 特定最低賃金専門部会報告について
- (2) 特定最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、令和5年度第6回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。本日は、使用者代表委員の和田委員が御欠席ですが、定足数を満たしているため、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事の進行を長尾会長にお願いいたします。

[長尾会長] ただ今から、令和5年度第6回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会については、公開といたしておりますが、傍聴の申込はございませんでした。

それでは、議事1の特定最低賃金専門部会報告について審議を行いたいと存じます。

今年度改正諮問のあった3件の特定最低賃金につきまして、いずれも本日までに専門部会における審議が結審し、本審議会に報告文が提出されております。それでは、専門部会報告について事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 今年度は、「一般機械・自動車部品製造業」「電気機械器具製造業」「百貨店、総合スーパー」の3業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、それぞれ専門部会を設置して御審議いただいたところでございます。それでは、結審の順に御説明させていただきます。

まず、一般機械・自動車部品製造業専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.1 専門部会報告(写)の別添の審議経過のとおり、10月20日(金)開催の第2回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第

6条第5項を適用して、資料No.2の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 995円とするもので、現行額 960円から 35円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月20日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日は11月6日（月）となります。同日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定することとなり、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月20日（月）、発効日は12月20日（水）となる予定でございます。

次に、電気機械器具製造業専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.3専門部会報告（写）の別添の審議経過のとおり、10月25日（水）開催の第3回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第6条第5項を適用して、資料No.4の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 951円とするもので、現行額 910円から 41円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月25日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日は11月9日（木）となります。同日までに異議申出がない場合は、答申のとおり改正決定することとなり、順調に手続が進みますと、官報公示日は11月24日（金）、発効日は12月24日（日）となる予定でございます。

最後に、百貨店、総合スーパー専門部会について御報告いたします。

同専門部会につきましては、資料No.5専門部会報告（写）の別添の審議経過のとおり、10月16日（月）開催の第3回専門部会において全会一致で議決され、同日、審議会令第6条第5項を適用して、資料No.6の答申文（写）のとおり御答申を頂いております。

改正内容は、専門部会報告及び答申文の別紙に記載のとおり、最低賃金額を1時間 955円とするもので、現行額 915円から 40円引上げとなっております。

事務局におきましては、答申当日の10月16日付けで答申要旨を公示しており、異議申出締切日である10月31日（火）までに異議申出はありませんでした。よって、答申のとおり改正決定し、順調に手続が進みますと、官報公示は11月15日（水）、発効日は12月15日（金）となる予定でございます。

なお、今ほどの説明につきましては、資料No.7としてお配りしております「令和5年度特定最低賃金専門部会結審状況」に取りまとめてございます。

事務局からの説明は以上となります。

[長尾会長] 今ほどの専門部会報告のとおり、すべての専門部会において全会一致で結審したとのことでございます。各専門部会の部会長をはじめ審議に携わられた委員の皆様のご熱意と御労苦に対し、本審議会を代表して深く感謝申し上げます。

ただ今の専門部会報告につきまして、御意見や御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見や御質問がないようですので、本審議会として専門部会報告を了承することといたします。

続きまして、議事2の特定最低賃金専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第6条第7項の規定によりますと「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする」とされています。

3件とも締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって専門部会を廃止することといたしたいと存じます。

以上について、御異議ございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、「一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会」「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」及び「百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会」につきましては、異議申出締切日までに異議申出がなければ、その翌日をもって廃止することを本審議会の決議といたします。なお、百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会について、昨日が異議申出締切日であり、異議申出がなかったため本日をもって廃止とします。

[河合賃金室長補佐] ここで、答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様方、本日も御多用中の中、本審に御出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度改正諮問させていただきました3件の特定最低賃金の審議につきましては、すべての専門部会において全会一致で結審し、かつ、いずれの最低賃金も年内に発効する見通しとなりました。誠にありがとうございました。

また、各専門部会の部会長をはじめ、審議に携わられた委員の皆様には、精力的に調査審議を頂き、重ねて深く感謝申し上げます。

当局といたしましては、改正決定に向けた手続を的確に進めるとともに、改正決定後は、速やかに改正最低賃金額の周知・広報に努めてまいる所存でございます。委員の皆様方におかれましても、これらの周知・広報につきまして、特段の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますけれども、本審議会の委員の皆様への御理解、御尽力に改めて感謝申し上げますとともに、本年最後の本審でございますけれども引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

[長尾会長] ありがとうございました。それでは、議事3の「その他」ですが、何かございますか。

事務局からは、何かございますでしょうか。

[山越賃金室長] 事務局から、今後の審議予定について説明させていただきます。

資料No.8として「令和5年度富山地方最低賃金審議会開催状況」を配付させていただきますので御覧ください。

今後につきましては、来年3月に第7回本審を開催させていただく予定としております。審議事項は、特定最低賃金改正意向表明及び確認となっております。

特定最低賃金改正意向表明につきましては、例年2月末までに御提出いただいております。今後、第7回本審の日程調整をさせていただきますが、意向表明の御準備もよろしくをお願いします。

[長尾会長] 今ほど事務局から説明がありましたが、関係委員におかれましては、特定最低賃金が関係労働者及び使用者のイニシアティブにより決定されるものであることに十分御留意いただいた上で、例年2月末までに御提出いただいております特定最低賃金改正意向表明の御準備をよろしくをお願いします。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

本日の議事録確認担当委員には、私のほか、  
労働者側委員から、中野委員  
使用者側委員から、江下委員  
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、中野委員と江下委員には、後日、議事録に御確認をいただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

本日の審議は以上で終了といたします。お疲れ様でした。